

5. 特徴記載書

事件が特許庁に係属しているときには、国際意匠登録出願に係る意匠の特徴を記載した「特徴記載書」を提出することができます。 [意施規6条]

特徴記載書（記載見本）

【書類名】 特徴記載書
（【提出日】 令和××年12月 1日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 意願20××-5×××××
【意匠登録出願人】
【住所又は居所】 スイス国, ジュネーブ 99, リュ ドウ セキトン 2
【住所又は居所原語表記】 2 Rue de Sekiton, Geneva
99, Switzerland
【氏名又は名称】 エービーシー コーポレーション
【氏名又は名称原語表記】 ABC Corporation
【代理人】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3
【弁理士】
【氏名又は名称】 国際 太郎
【意匠の特徴】 ○○○・・・
【説明図】

- (注1) 本手続は書面による提出(窓口への持参若しくは郵送)又は電子特殊申請により行います。
- (注2) 【意匠登録出願人】【代理人】欄に【識別番号】の欄を設けて、識別番号を記載して【住所又は居所】【住所又は居所原語表記】欄の記載を省略することはできません。
- (注3) 出願番号は、特許庁のホームページにて通知しています。国際公表直後で出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし国際登録日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて「-」と記載し、【代理人】の欄の次に【その他】の欄を設けて国際登録番号と意匠番号を記載してください。以下、記載例。

【事件の表示】

【出願日】 令和××年8月1日提出の意匠登録願

【整理番号】 -

...

【その他】国際登録番号DM/012345、意匠番号8

(注4)【意匠登録出願人】欄の【住所又は居所原語表記】及び【氏名又は名称原語表記】欄には、国際登録簿に記録された住所又は居所・氏名又は名称と同一の内容を記載してください。

(注5)【意匠の特徴】欄には、意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記載してください。

- a) 意匠の特徴を平易かつ明りょうに記載してください。
- b) 文字数は1,000字以内とし、簡潔に記載してください。
- c) 「【意匠の特徴】」の欄には、文字のみを記載し、図、表等を記載してはなりません。

(注6)【説明図】欄には、意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記載することができます。

- a) 図は、複数ページにわたって記載してはなりません。
- b) 図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはなりません。複数の図形を記載する場合も同様です。

(注7)【意匠の特徴】又は【説明図】欄の記載を補正するときは、新たな特徴記載書を作成して提出しなければなりません。